第十八条第四号中「。以下「技術基準規則」という。」を削り、「技術基準規則第五十五条」を「同規則第五十五条」に、同条第十二号イ中「堰」を「堰」に改める。

第十九条第四項中「第三項」を「前項」に改める。

第二十四条中「当該申請に係る」を削る。

第二十六条第四号中「第三号」を「前号」に改める。

第三十三条中「当該申請に係る」を削る。

第三十四条第三項中「第二項」を「前項」に改め、同条第四項中「第三項」を「前項」に改める。

第三十九条中「当該申請に係る」を削る。

（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正）

第三十三条　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出し及び同条第一項並びに第二十二条第二号中「溢水」を「溢水」に改める。

第二十五条第二項第五号中「第四号」を「前号」に改める。

（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正）

第三十四条　実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「立ち入り」を「立入り」に改める。

第十二条の見出し及び同条第一項中「溢水」を「溢水」に改める。

第十四条第二項中「当該事故」を「設計基準事故」に改める。

第二十条第一項第五号ロ、第六号ロ及びハ、第七号ハ及びニ並びに第二項第一号イ及び第二号ロ中「吹出し圧力」を「吹き出し圧力」に改め、同項第二号ニ中「吹出し管」を「吹き出し管」に改め、同条第三項第一号中「吹出し圧力」を「吹き出し圧力」に改める。

第三十四条第三項中「第一項第十二号」を「同項第十二号」に改める。

第三十六条第三項第四号中「第三号」を「前号」に改める。

第三十九条第二項第二号及び第三号中「堰」を「堰」に改め、同条第三項中「第二項第三号」を「前項第三号」に改める。

第四十七条第一項中「同条同項第十二号」を「同項第十二号」に改める。

第七十三条中「以下同じ。」を削る。

（実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の一部改正）

第三十五条　実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「評価しうる」を「評価し得る」に改める。

第四十条第二項中「第二十五条第一項の計画」を「個別業務計画」に改める。

第四十九条第二項及び第三項中「及び第二十五条第一項の計画」を「の計画及び個別業務計画」に改める。

第五十条第二項中「第三十九条第一項第二号」を「第三十九条第二号」に改める。

（研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正）

第三十六条　研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出し及び同条第一項中「溢水」を「溢水」に改める。

第十五条第七項第三号及び第十七条第二項第一号中「クリープ歪み」を「クリープひずみ」に改める。

第二十二条第二号中「溢水」を「溢水」に改める。

第二十五条第二項第五号中「第四号」を「前号」に改める。

（研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正）

第三十七条　研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「立ち入り」を「立入り」に改める。

第九条中「第三十五条第五号」を「第三十四条第五号」に改める。

第十二条の見出し及び同条第一項中「溢水」を「溢水」に改める。

第十四条第二項中「当該事故」を「設計基準事故」に改める。

第二十二条第三項中「クリープ歪み」を「クリープひずみ」に改める。

第三十三条第二項第十一号中「管理区域のうち、その場所における外部放射線に係る線量のみが研開炉規則第二条第二項第四号に規定する線量を超えるおそれがある場所を除いた場所をいう。以下同じ。」を削り、同条第三項中「第二項第七号」を「前条第七号」に改める。

第三十五条第三項第四号中「第三号」を「前号」に改める。

第三十八条第二項第二号及び第三号中「堰」を「堰」に改め、同条第三項中「第二項第三号」を「前項第三号」に改める。

第四十九条第二項中「防止しうる」を「防止し得る」に改める。

第七十三条中「以下同じ。」を削る。

（研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の一部改正）

第三十八条　研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「（以下「法」という。）」を削る。

第十一条第二項中「評価しうる」を「評価し得る」に改める。

第四十条第二項中「第二十五条第一項の計画」を「個別業務計画」に改める。

第四十九条第二項及び第三項中「及び第二十五条第一項の計画」を「の計画及び個別業務計画」に改める。

第五十条第二項中「第三十九条第一項第二号」を「第三十九条第二号」に改める。

（加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正）

第三十九条　加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条（見出しを含む。）中「溢水」を「溢水」に改める。

（加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の一部改正）

第四十条　加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「評価しうる」を「評価し得る」に改める。

第四十条第二項中「第二十五条第一項の計画」を「個別業務計画」に改める。

第四十九条第二項及び第三項中「及び第二十五条第一項の計画」を「の計画及び個別業務計画」に改める。

第五十条第二項中「第三十九条第一項第二号」を「第三十九条第二号」に改める。